

「保証協会団信」ご加入のおすすめ！！

(団体信用生命保険) (平成22年2月1日取扱開始 沖縄県信用保証協会)

保証協会団信とは・・・

信用保証協会からの債務保証を伴って融資を受けた債務者本人(法人の場合、代表者)が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取る保険金をもとに、金融機関に対する債務を弁済することにより、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

○ご加入の対象となる方

下記(1)(2)いずれかに該当する加入申込日(告知日)現在満20歳以上満66歳未満の方です。

(1) 個人事業主

(2) 中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者(※)」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人

(複数いる場合は、そのうちの1名に限ります。ただし、お借入について代表者が金融機関の連帯保証人になっていない場合は、金融機関ならびに信用保証協会の連帯保証人になっていただく必要があります。)

・上記個人事業主または法人が信用保証協会から債務保証を伴って融資(金額100万円以上、期間1年以上の賦払償還債務)を受けていることが必要です。

※中小企業者に該当する法人とは、資本金(資本の額または出資の総額)または常時使用する従業員のいずれか一方が、下表に該当する法人を指します。

業種	資本金	従業員
①製造業等(②～④の業種を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(注) 中小企業基本法は、「事業を営む会社及び個人」を対象としているため、医療法人、学校法人、宗教法人等は該当しません。「中小企業者」の定義についてご不明な点がある場合は、信用保証協会までお問い合わせください。

1. 年払の特約料は債務残高をもとに計算されるので余分な負担がありません！

年払特約料の目安(融資金額 100万円について)(元金均等返済、据置期間ないの場合) <単位:円>

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	5,630	3,210	1,130	—	—	—	—	—	—	—	9,970
5年	5,880	4,420	3,170	1,920	680	—	—	—	—	—	16,070
7年	5,980	4,940	4,050	3,160	2,270	1,370	480	—	—	—	22,250
10年	6,060	5,330	4,710	4,080	3,460	2,830	2,210	1,590	960	340	31,570

※1 上記の金額はあくまで目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。
※2 特約料は今後変更される場合があります。

2. 告知をいただくことでお申込みが可能です！

3. お申込み手続きは簡単です！

債務弁済委託契約申込書(黄色2枚複写)・団信申込書兼告知書(あずき色5枚複写)

を記入・押印のうえ、信用保証委託申込書に添えて、金融機関等に提出いただきます。

- ※1 万一、被保険者に保険事故(死亡・所定の高度障害)が発生した場合には、直に債務保証を行っている信用保証協会へご連絡いただくよう、ご家族等にあらかじめご説明下さい。
- ※2 保証協会団信から脱退した場合、または、お客様の都合で保証付融資を繰上完済した場合は、年払特約料の返還は行われませんので、ご注意ください。

詳しくは全国信用保証協会連合会(団信担当)までお問合せください。
TEL:0120-966-023(通話料無料)
03-6823-1203

お申込みにあたっては、申込書にセットされている「ご加入にあたって」を必ずご確認ください。

※ 保険契約者 社団法人全国信用保証協会連合会

※ 沖縄地区取扱窓口

沖縄県信用保証協会 業務課 TEL:098-863-5300